

「こんな時どうするの？」

おねがい会員より

皆さんの質問・疑問
にお答えします。



Q1. 普通に知り合い同士やご近所の方に預かってもらうのとどこが違うの？

A. ファミリーサポートセンターに登録して利用すると、援助活動中、もしもの時、補償保険が適用になりますので安心です。

Q2. 子どもを、知らない人に預けるのが少し不安なのですが、まかせて会員の方はどんな方たちですか？

A. 資格の有無にかかわらず、お子さんの好きな方で、援助をしたいという方たちです。年齢もさまざまですが、まかせて会員は登録時に、研修を受けています。

Q3. 土曜、日曜、祝日等でも援助してもらえますか？

A. 援助できるまかせて会員がいれば可能です。頼みたい日、時間など決まっていれば早めにセンターへ連絡してください。

Q4. 保育所に迎えに行った子どもをお兄ちゃん(小学生)の待つ自宅に送ってもらえますか？

A. 「大人から大人へ」子どもを安全に受け渡すことが規則です。お兄ちゃんが大きくても未成年であればお渡しすることはできません。

Q5. 毎日の子育てが大変。たまには息抜きがしたいです。そのような場合も子どもを預かってもらえますか？

A. はい。時にはお子さんから離れ、リフレッシュして気分転換してください。

Q6. 熱があっても預けられますか？

A. 病気の時はお預かりすることはできません。

Q7. 急に援助が必要になった時、センターが閉まっていたらどうすればいいですか？

A. 事前打ち合わせが済んでいれば直接、まかせて会員さんに依頼することができます。しかし、援助開始前に必ずセンターの留守電かメールに連絡をお願いします。連絡のない場合、万が一事故が起こった時に補償保険の対象外となります。

Q8. 子どもが2人いますが、同じ人に見てもらえますか？

A. 兄弟姉妹での預かりも可能ですが、お子さんの年齢や様子、依頼内容によってはできない場合もあります。お互い安全に活動するためにも、依頼内容をご相談させていただきます。料金は二人目からは半額となります。

Q9. 会員になると必ず利用しないとだめですか？

A. 利用は必ずというわけではありません。いざというときのための準備として登録して「事前打ち合せ」までをしておく、安心です。

Q10. 子どもがケガをした時、保険の対象になりますか？

A. 援助活動中なら対象になります。

会員になると自動的に「サービス会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することになります（補償保険制度について参照）。

Q11. 予定していた援助活動を当日キャンセルしたい場合は、どうしたらよいですか？

A. すぐにまかせて会員に連絡をとってください。取消し料の支払いが必要な場合は報酬額の基準額に従って支払っていただきます。

Q12. サポート当日は、まかせて会員さんと会えず、直接利用料等が支払えないのですが…

A. まかせて会員さんへの利用料は、その日のサポート終了時に直接支払うのが基本です。しかし、やむを得ず会員同士が対面できない時には、事前打ち合せの段階で授受のタイミングについてよく話し合っておき、良い方法を決めておきましょう。

Q13. 台風のため臨時休校に。依頼していた援助もなくなりましたが、キャンセル料は発生しますか？

A. 当日のキャンセルはキャンセル料を頂くことになっていますが、この場合、自然災害など予期できないことなのでキャンセル料は発生しません。

Q14. お約束では1時間半の援助依頼ですが早く用事がすんだので、1時間前に迎えに行くことができました。料金はいくらになりますか？

A. 実働の時間で計算しますので、1時間分の料金となります。

Q15. 援助活動が30分に満たない場合の料金はどうなりますか？

A. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間の料金になります。

Q16. 保育所への送迎のように1日2回のお願いのときには料金は別々ですか？

A. 料金は別々に計算します。

例えば、朝の送りの時間30分、迎えの時間30分であっても合算せず、それぞれ朝1時間、帰り1時間として計算してください。

Q17. 今日は金曜日の夜。日曜日に急用ができサポートをお願いしたいのですが、センターは受付時間外。こんな時どうしたらいいですか？

A. センターの受付時間外や休日（土・日・祝日・年末年始）に緊急な依頼が発生したときは、事前打合せが済んでいるまかせて会員がいる場合は、直接連絡をとって依頼をしてください。おねがい会員は援助開始前に必ずセンターの留守電またはメールに連絡をお願いします。連絡のない場合、保険が適応されません。

Q18. まかせて会員さんに利用料を渡すとき、気をつけたらいいことはありますか？

A. お子さんの年齢が大きくなると、目の前で現金のやり取りをするのに配慮が必要です。封筒に入れて渡すことをおすすめします。

Q19. 援助時間が夕食をはさんだ場合の食事は、どうなりますか？

A. 原則では持参していただきますが、事前にまかせて会員に連絡して頂いて協力が得られれば夕食を作ってもらうことも可能です。（その時は実費を支払ってください）。

Q20. 約束の時間にお迎えに行くことができなくなりました。突然ですが、延長を希望したいんですが、どうなりますか？

A. 直接、まかせて会員の方との交渉になります。
まかせて会員の方の都合もありますので、遅くなる可能性がある場合は、予め時間に余裕をもって依頼をしましょう。

Q21. 里帰り出産で香南市に帰ってきています。香南市に住民票がないですが、登録することはできますか？

A. 里帰り出産等で一時的に香南市に居住し、親族の援助が受けれない場合はファミリーサポートセンターに登録し、援助を受けることができます。

Q22. 保育所からのお迎えとその後の預かりを依頼しています。子どもの保育所で風邪が流行っているので、預かりの時に市販の風邪薬を飲ませてもらいたいんですが、可能ですか？

A. 活動中に、保護者にかわってまかせて会員が薬を与える場合、医師の処方の確認が必要になりますが、こうなんファミリーサポートセンターでは病児・病後児の預かりをしていないので、投薬をまかせて会員の方にはお願いすることはできません。万が一、事故が起こった場合も保険の対象外になります。

Q23. 祖父母も自分（親）もまかせて会員として登録をしています。近所に住んでいる祖父母に預かってもらってもこの事業の対象になりますか？

A. 別居の親族の援助が得られる場合は家族間の扶助となり、たまたま両者がファミリーサポートセンターの会員であっても、この事業の対象になりません。したがって、保険の対象にもなりません。また万が一事故が起こった場合においても、保険の対象になりません。

Q24. いつもはチャイルドシートを使用していません。援助中も使わなくていいですか？

A. ファミリーサポートセンターで援助する場合、法的に決められた決まりは必ず守っていただきます。

自動車の運転者は、幼児用補助装置（いわゆるチャイルドシート）を使用しない6歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転してはいけません。

【根拠法】 チャイルドシートの使用義務（道路交通法第71条の3第4項）

自動車の運転者は、幼児用補助装置を（幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。以下この項において同じ。）を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

チャイルドシートの種類（道路交通法 平成12年4月1日施行）

【乳児用】

対象：体重 10kg 未満（身長 70cm 以下、新生児～1 歳くらい）

- ・乳児期は首が据わっていないため、寝かせるタイプになっています
- ・後ろ向きに使用する「シートタイプ」と、横向きに使用する「ベッドタイプ」とがあります

【幼児用】

対象：体重 9～18kg（身長 65～100cm 以下、1～4 歳くらい）

- ・幼児の首が据わり、自身で座れることが使い始めの目安
- ・乳児用のものを卒業してから、「前向きシート」として使用

【学童用】

対象：体重 15～36kg（身長 135cm 以下、4～10 歳くらい）

- ・「座面を上げて背の高さを補う」「腰ベルトの位置を子供の腰部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにするものです

※ いずれも対象の体重、身長、年齢は目安です。

まかせて会員より

Q25. 車の運転ができないのですが、まかせて会員になれますか？

A. 車を必要としない活動もあります。

Q26. まかせて会員として会員登録したのですが、一度もサポートの依頼がありません。

A. おねがい会員の中には、「もしも」の時に備えて登録している方も多いため、会員登録や事前打ち合わせ後、必ず依頼があるとは限りません。また、センターではおねがい会員のサポート内容・お子さんの年齢・地域など様々な条件を考慮して、まかせて会員にお声かけをしています。おねがい会員のSOSはいつ訪れるかわかりませんので「できる時にできることを」というボランティアの気持ちで未永く地域の子育てを支援していただくと幸いです。

Q27. お子さんを家で預かるとき、途中で一緒に外へ出かけてもよいですか？

A. お子さんを預かる場所は原則としてまかせて会員の自宅です。しかし、おねがい会員との合意がある場合は、近所の公園などに連れて行き遊ばせることもできます。また、まかせて会員の自宅以外でサポートをする場合にも、事故やトラブルが生じないようにおねがい会員とよく話し合っておく必要があります。

Q28. おねがい会員より活動依頼があった時、都合が悪い場合はどうすればいいですか？

A. 事前打合せの時にあらかじめ都合のよい曜日・時間を記入していただきますが、万が一都合が悪い時には、断っていただいてもかまいません。都合のよい時に活動をしてください。

Q29. 家の中でペットを飼っていますが、お子さんのアレルギーが心配です。

A. 入会登録の時にペットを飼っているかお伺いします。お子さんのアレルギーも確認するので、飼っているペットのアレルギーをもつお子さんを紹介することはありません。

Q30. 1人での援助活動は不安…。2人での援助活動はできますか？

A. 地域の中で手を取り合い、1対1の家庭的な援助活動を基本としています。しかし、障害をもったお子さんや、1人で援助するのが危険と判断した場合は、まかせて会員さん2人で対応していただくことは可能です。利用料については、おねがい会員さんの視点にたち、2人で1人分の料金とさせていただきます。

Q31. 約束の時間を忘れてしまいました。このような場合どのように対応すればいいですか？

A. 活動の前日におねがい会員さんから連絡をしてもらうようにします。

もし忘れた場合で…

保育所や幼稚園にお迎えに行く場合は、おねがい会員さんから事前に保育所等に情報が入っていますので、もしお迎えに行くことを忘れた場合、連絡があると思いますので、慌てずに対応をお願いします。

もしこのような場合に、お子さんが一人で帰り、万が一ケガをした場合、活動が開始されていないとみなされ、保険の対象外となっています。

活動の依頼が入った場合は、スケジュール帳やカレンダーに記入するなど、忘れないよう心掛けてください。

Q32. 家で預かっているとき、突然お子さんの具合が悪くなりました。熱をはかると、38度あり、熱があるようです。このような場合、どのように対応をすればよろしいですか？

A. お子さんが37度5分以上の熱が出た場合は、おねがい会員の保護者に連絡をし、迎えに来てもらうようにしてください。またセンターにも一報をお願いします。お子さんによって、発熱のラインが違うので「事前打ち合わせ」の時に会員同士で確認を行います。